

# 食料への権利と域外義務 ～アフリカの事例を中心として～

The Right to Food and Extraterritorial Obligations: Focusing on African Cases

松隈 潤  
MATSUKUMA Jun

東京外国語大学大学院総合国際学研究院  
Institute of Global Studies, Tokyo University of Foreign Studies

- I. はじめに
- II. 近年の先行研究
  1. 特別報告者
    - (1) ジグレール (Jean Ziegler: 2000-2008)
    - (2) デ・シュッター (Olivier de Schutter: 2008-2014)
    - (3) エルヴェル (Hilal Elver: 2014-)
  2. その他の研究者
    - (1) スコグリー (Sigrun I. Skogly)
    - (2) ハウゲン (Hans Morten Haugen)
    - (3) ファーガソン (Rhonda Ferguson)
- III. 域外義務に関連する条約
  1. 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (社会権規約)
  2. 食料援助規約
- IV. 域外義務に関連するソフト・ロー
  1. 食料への権利に関する国連総会決議
  2. 食料への権利に関する国連人権理事会決議
  3. 食料への権利に関する FAO 任意指針
  4. 社会権における域外義務に関するマーストリヒト原則
- V. アフリカにおける事例研究
  1. アフリカにおける食料への権利
  2. ケニア



3. マダガスカル

4. マリ

5. ザンビア

## VI. おわりに

### (要旨)

食料への権利に関して、先行研究を踏まえたうえで、とくに域外義務の問題について検討を行う。域外義務に関する条約として社会権規約及び食料援助規約について検討した後、ソフト・ローとして総会決議、人権理事会決議、FAO 任意指針、マーストリヒト原則について分析する。具体的な事例としては、アフリカの諸事例を域外義務の観点から分析する先行研究を紹介する。検討するアフリカの諸事例はいずれも国際的な司法機関等による判断がなされたものではない。域外義務について裁判規範として国家責任の追及を行うことは、現在の国際法の発展段階からは困難であると言わざるを得ない。実際、現段階においては、域外義務への効果的対処は、実定法の問題ではなく、国際 NGO による提唱活動の問題であることに留意すべきであろう。将来的な課題としてはこのような義務を包摂するような新たな国際法の発展が必要となる。

With regard to the right to food, the particular issue of extraterritorial obligations will be examined based on previous research. After reviewing the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights and the Food Assistance Convention as treaties on extraterritorial obligations, we analyze, as soft law, the UN General Assembly resolutions, Human Rights Council resolutions, the Food and Agriculture Organization's voluntary guidelines, and the Maastricht Principles. As a concrete example, we introduce previous studies that analyze right to food cases in Africa from the perspective of extraterritorial obligations. None of the examined African cases have been decided by international judicial organizations. The current development of international law makes it difficult to pursue state responsibility as a rule for extraterritorial obligations. In fact, it is pertinent to note that at present, effectively addressing the issue of extraterritorial obligations is not a matter of positive law, but rather a matter of advocacy by international NGOs. Therefore, it is

necessary to develop a new international law that embraces these obligations in the future.

キーワード：食料への権利、域外義務、アフリカの事例、社会権規約、食料援助規約、食料への権利に関するFAO任意指針、社会権における域外義務に関するマーストリヒト原則

**Keywords:** Keywords: the Right to Food, Extraterritorial Obligations, African Cases, the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, the Food Assistance Convention, the FAO Voluntary Guidelines to Support the Progressive Realization of the Right to Adequate Food in the Context of National Food Security, the Maastricht Principles on Extraterritorial Obligations of States in the Area of Economic, Social and Cultural Rights

## I. はじめに

食料への権利については1948年の世界人権宣言第25条を経て、1966年に採択された社会権規約第11条に明確に規定されて以来、その含意に関しては国連等の場において多くの議論がなされてきた。

1980年代にはアフリカ諸国における大旱魃等の自然災害に国際社会の注目が集まり、食料への権利に関する研究が活発となった。アイデ (Asbjørn Eide) やオールストン (Philip Alston)、トマチェフスキー (Katarina Tomasevski) 等の研究はそのような学術的研究を代表するものである。今日、国際人権法においては「尊重する義務 (obligation to respect)」、「保護する義務 (obligation to protect)」、「充足する義務 (obligation to fulfill)」の3つの観点から、個々の人権規定に関する国家の義務を論じることが一般的となっているが、これは食料への権利に関する研究において、アイデが提唱したものである<sup>1)</sup>。

1984年にはアイデ等が編集した国連大学における共同研究の成果と

---

<sup>1)</sup> U.N. Document, E/CN.4/Sub.2/1987/23, 7 July 1987.

しての『人権としての食料』が刊行された<sup>2)</sup>。筆者は2001年より国連大学の共同研究に参加する機会があり「経済制裁と人権」について検討を行った際に、食料への権利に関しても言及しているが<sup>3)</sup>、同じ国連大学の共同研究の枠組みにおいてなされた同書には大きな影響を受けた者のひとりである。同書にはアイデとオールストンの共著による「国際法における食料への権利の発展に向けて」と題する章があり、「1980年にFAO事務総長が新国際食料秩序という概念を提唱し、1982年の国際法協会(ILA)のモントリオール会議においてこの概念に関する検討が行われた」旨の記述がなされており、1980年代においても食料への権利が国際法学における重要な課題であったことがうかがえる<sup>4)</sup>。さらに同年、オールストンとトマチェフスキーの編集による『食料への権利』も刊行されている<sup>5)</sup>。このような先行研究に触発されて、当時、日本においても食料への権利に関する研究の進展がみられた<sup>6)</sup>。同書には、グッドウィン・ギル(Guy S. Goodwin-Gill)による「行為と結果に対する義務」と題する論文が収録されており、「社会権規約第11条の下において締約国は、飢餓からの自由を確保するための措置をとる義務があり、その手段としては、国際協力等が含まれるが、これは国家の自由な同意に基づくものであり、全体としてその義務は漸進的実現を求められている」旨論じられている<sup>7)</sup>。

---

<sup>2)</sup> Asbjørn Eide, Wenche Barth Eide, Susantha Goonatilake, Joan Gussow, and Omawale (eds.) *Food as a Human Right*, United Nations University Press, 1984.

<sup>3)</sup> Jun Matsukuma, 'The Legitimacy of Economic Sanctions: An Analysis of Humanitarian Exemptions of Sanctions Regimes and the Right to Minimum Sustenance,' in Hilary Charlesworth and Jean-Marc Coicaud (eds.), *Fault Lines of International Legitimacy*, Cambridge University Press, 2010, pp.360-388.

<sup>4)</sup> Philip Alston and Asbjørn Eide, 'Advancing the Right to Food in International Law', in Asbjørn Eide, Wenche Barth Eide, Susantha Goonatilake, Joan Gussow, and Omawale (eds.) *op.cit.*, pp.249-259.

<sup>5)</sup> Philip Alston and Katarina Tomasevski (eds.) *The Right to Food*, Martinus Nijhoff Publishers, 1984.

<sup>6)</sup> 松隈潤「国際法における人権としての食糧」『西南学院大学法学論集』第26巻第1・2合併号、1993年、323 - 358頁。

<sup>7)</sup> Guy S. Goodwin-Gill, 'Obligations of Conduct and Result', in Philip Alston and Katarina Tomasevski (eds.) *op.cit.*, pp.111-118.

その後、1996年にローマの国連食糧農業機関（FAO）本部において開催された世界食料サミットには185か国の代表が出席し、栄養不足人口を2015年までに半減させるという目標を含む「世界食料安全保障に関するローマ宣言」<sup>8)</sup>と「世界食料サミット行動計画」を採択した<sup>9)</sup>。「行動計画」はその目標7の4として、社会権規約等に規定されている食料への権利と飢餓からの自由という基本的権利の含意を明確にすることを掲げており、(c)においては社会権規約委員会に対して行動計画に留意すること、(e)においては国連人権高等弁務官に対し、社会権規約第11条の食料への権利をより明確に定義することを求めている<sup>10)</sup>。

これを受けて、食料への権利の含意を明確化する作業が行われ、1999年に食料への権利に関する社会権規約委員会一般的意見12が採択され<sup>11)</sup>、また2000年以降は国連人権委員会、続いて国連人権理事会において食料への権利に関する特別報告者の任命が行われた。特別報告者は現在まで3名が任命されており、ジグレル（Jean Ziegler）、デ・シュッター（Olivier de Schutter）、エルヴェル（Hilal Elver）といった歴代の特別報告者による報告書、学術書、論文等も刊行されている<sup>12)</sup>。また、特

<sup>8)</sup> Rome Declaration on World Food Security, Rome, 13 November, 1996.

<sup>9)</sup> World Food Summit Plan of Action, Rome, 13 November, 1996.

<sup>10)</sup> *Ibid.*, para. 61.

<sup>11)</sup> U.N. Document, E/C.12/1999/5, 12 May, 1999.

<sup>12)</sup> たとえば以下のような学術書、学術論文、報告書等がある。

Jean Ziegler, Christophe Golay, Claire Mahon and Sally-Ann Way, *The Fight for the Right to Food. Lessons Learned*, Palgrave Macmillan, 2011.

Report to the Commission on Human Rights (Main focus: Defining the right to food in an era of globalization), U.N. Document, E/CN.4/2006/44, 2006.

Olivier de Schutter and Kaitlin Cordes (eds.) *Accounting for Hunger. The Right to Food in the Era of Globalization*, Hart Publishing, 2011.

Report to the General Assembly ("Assessing a decade of progress on the right to food"), U.N. Document, A/68/288, 2013.

Hilar Elver, 'The Challenges and Developments of the Right to Food in the 21<sup>st</sup> Century: Reflections of the United Nations Special Rapporteur on the Right to Food', *UCLA Journal of International Law & Foreign Affairs*, Vol.20, No. 1, 2016, pp.1-40.

Report to the Human Rights Council (Access to justice and the right to food: the way forward), U.N. Document, A/HRC/28/65, 2015.

別報告者以外にもスコグリー (Sigrun I. Skogly) 等の先行研究がある<sup>13)</sup>。

本稿においては、そのような先行研究を踏まえたうえで、現代的課題に焦点をあてるという観点から、とくに「域外義務 (extraterritorial obligation)」の問題について検討を行いたい<sup>14)</sup>。すなわち、国家が政策を立案、遂行するにあたって、領域外にいる人々の食料への権利に対し否定的な影響を与えない義務が存在するという主張である。このような義務を条約、慣習国際法といった実定国際法上の義務として立証することが可能であるかという点については、現段階においては疑問視されることから、実定法の観点からはあまり注目されていない議論であると言わざるを得ない。しかしながら、国際 NGO の提唱活動 (advocacy) 等において、その主張を法的に支える議論になり得るという観点から、今日、欧州の学会等においては引き続き活発に研究が展開されている点を指摘しなければならない。また、本稿においては、具体的な事例として、近年、アフリカの諸事例を域外義務の観点から分析する研究がなされてきていることから、具体的な事例に関する先行研究を紹介したいと考えている<sup>15)</sup>。

---

<sup>13)</sup> Sigrun I. Skogly, 'Right to Adequate Food: National Implementation and Extraterritorial Obligations', *Max Planck Yearbook of United Nations Law*, Vol. 11, 2007, pp.339-358.

<sup>14)</sup> 「域外義務 (extraterritorial obligations)」の用語については、下記の先行研究による。奥脇直也「協力義務の遵守について—「協力の国際法」の新たな展開」江藤淳一編『国際法学の諸相—到達点と展望 (村瀬信也先生古稀記念)』信山社、2015年、38頁。

<sup>15)</sup> Nadia C.S. Lambek and Claire Debucquois, 'The right to food beyond borders: The extraterritorial reach of the right to food in Africa,' in Lilian Chenwi and Takele Soboka Bulto (eds.) *Extraterritorial Human Rights Obligations from an African Perspective*, Intersentia, 2018, pp.133-158.

## II. 近年の先行研究

### 1. 特別報告者

#### (1) ジグレール (Jean Ziegler: 2000-2008)

ジグレールはジュネーブ大学の社会学の教授であったが、国連人権理事会諮問委員会委員にも任命された経歴を有している。ジグレールが国連人権委員会の食料への権利に関する特別報告者に任命されたのは2000年のことであるが、2005年に国連人権委員会に提出した報告書は域外義務の問題について詳細に論じている<sup>16)</sup>。そこにおいてジグレールは能力を有する国家が他の貧困国における食料への権利を充足する義務があり、貧困国の側には国際的支援を求める義務がある旨主張している。

同報告書において、ジグレールは域外義務の法的基礎として、国連憲章55条、56条、世界人権宣言22条、28条、社会権規約2条1項、11条、子どもの権利に関する条約4条、24条4項をあげている。すなわち、それらの規定によって国家は、社会権の完全な実現のために協力することを約束しているわけであり、国際協力はすべての国家の義務であるとの主張である。食料への権利を含む社会権を確保するために利用可能な十分な資源を有していない国家には国際的な支援を求める義務があり、そのような国家を支援する立場にある国家には、国際的な支援を行う義務があるということになる。ここにおいてジグレールは社会権規約委員会の一般的意見12に言及し、「締約国は、他国における食料への権利の享受を尊重し、その権利を保護し、食料へのアクセスを促進し、必要な場合には援助を提供するための措置をとるべきである」とされていることから、域外義務が確認されているとする<sup>17)</sup>。

そのうえで第一に「尊重する義務」について、ジグレールは、この義務は国家の政策および実行が他国に居住する人々の食料への権利を侵害

<sup>16)</sup> U.N. Document, E/CN.4/2005/47, 24 January 2005.

<sup>17)</sup> *Ibid.*, paras.44-46.

することがないよう確保することを国家に対して要求しているとする。すなわち国家が、他国に居住する人々の食料への権利を侵害することにつながるような、WTO、IMF、世界銀行等の国際組織における決定を控えるべきであるとする。さらにジグレールは、食料への権利を尊重するために、国家は、他国に居住する人々の食料への権利を危険にさらす恐れのあるような食料禁輸措置を行うことを控えるべきであるとする。食料および水は、政治的、経済的圧力を行使するための手段として使用してはならず、国家は食料への権利に悪影響を及ぼすことが予測できるような政策をとることは控えるべきである。すなわち、主要産業が農業である開発途上諸国に対し、先進国から輸出される農産品に先進国政府が補助金を出すべきではないとジグレールは主張している<sup>18)</sup>。

第二に、「保護する義務」についてジグレールは、自国民、自国企業および多国籍企業を含む自国の管轄下にあるものが、他国において食料への権利を侵害しないよう確保することを、国家に対して要求している。すなわち、他国に居住する人々を保護するために、国家に対して自国企業および自国の管轄下にある非国家主体を規制する義務を課しているわけである。ジグレールは今日、多国籍企業が生産から貿易、加工、小売までの食品チェーンと、世界の大部分の水の利権に対し、独占的管理を行っているとする。そのことによって、開発途上国の政府が領域内の多国籍企業に対して規制を行うことは困難になっているため、多国籍企業の本拠地国が、多国籍企業に対する適切な規制を行うことが不可欠となっていると主張する。ジグレールはOECD 多国籍企業ガイドラインに言及し、OECD 加盟諸国はすでに多国籍企業がその活動によって影響を受ける人々の人権を尊重すべきであるという点について合意しているとする<sup>19)</sup>。

第三に「充足を支援する義務」は、「促進する義務」と「提供する義務」によって構成される。先進国等に対しては、他国における食料への権利の実現を促進し、必要な場合には援助を提供することを要求する。他方、食料への権利の充足のための十分な資源を有していない開発途上

---

<sup>18)</sup> *Ibid.*, paras.49-52.

<sup>19)</sup> *Ibid.*, paras.53-55.



諸国は、国際的援助を求める義務があるとする。「促進する義務」においては、すべての国家が協力して、すべての国家における食料への権利の充足を可能にする環境を提供することが求められていることから、ジグレルは世界人権宣言第28条の規定、すなわち「すべての者は、この宣言に規定する権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的な秩序についての権利を有する」に言及している。この文脈において、公平な貿易ルールや、そのような環境の創出を支援する開発協力といった要素が重要となる。また、「提供する義務」は、大規模な飢饉の発生といった状況において、国家が利用可能な資源を用いて支援を提供する義務を意味する。ジグレルはそのような際に、最も脆弱な人々が優先され、分配においては、無差別原則等の人権法上の原則が遵守されなければならないと主張している。

## (2) デ・シュッター (Olivier de Schutter: 2008-2014)

デ・シュッターはベルギーのルーヴァン・カトリック大学の教授であり、国際人権法の専門家である。2008年に国連人権理事会の食料への権利の特別報告者となり、2011年にデ・シュッターが中心となってルーヴァン・カトリック大学およびコロンビア大学の国際法学者等が刊行した *Accounting for Hunger: The Right to Food in the Era of Globalization* は食料への権利を国際法の観点から分析した重要な先行研究である。同書においてデ・シュッター自身が「農業における国際貿易と食料への権利」と題する章を執筆しているが、そこにおいては、貧農層がグローバルな農業システムにおいて二度、犠牲者となっている旨の説明がなされている。すなわち、第一に貧農層が生産した農産物は国内市場において、先進国の補助金を得た輸入農産物と競争できないという点において、第二に、輸出志向型農業によって得ることのできる利益は大規模で機械化した生産者にのみ還元されるという点においてである<sup>20)</sup>。また、デ・シュッターは2011年に国連人権理事会に対して「貿易・投資協定における人

<sup>20)</sup> Olivier de Schutter, 'International Trade in Agriculture and the Right to Food', in Olivier de Schutter and Kaitlin Cordes (eds), *op.cit.*, pp.137-192.

権影響評価に関する指導原則に関する報告書」を提出している<sup>21)</sup>。同報告書は国家の人権法上の義務と貿易・投資協定上の義務とが抵触した場合には、人権法上の義務が優先される旨の指摘を行っており、これは議論のあるところではあるが、報告書自体は国連人権理事会決議によって採択されている<sup>22)</sup>。

また、デ・シュッターは現在、社会権規約委員会の委員であるが、2017年にケザイア (Zdzislaw Kedzia) と共同で社会権規約委員会に提出した「ビジネス活動の文脈における社会権規約のもとにおける国家の義務に関する一般的意見草案」は<sup>23)</sup>、食料への権利に限定した内容ではないが、域外義務について詳細に論じており、その内容は同年に採択された社会権規約委員会一般的意見 24 に反映されている<sup>24)</sup>。以下、社会権規約委員会一般的意見 24 の該当部分について解説する。

一般的意見 24 の基本的な問題認識は、多国籍企業の活動および国際投資と貿易の増大によって、グローバルなサプライチェーンが形成され、また、開発プロジェクトが国家と外国の民間投資家との間の官民パートナーシップによって行われる例が増えていることから、国家の域外義務の観点が重要となってきたというものである<sup>25)</sup>。また、2011年の「企業セクターと社会権に関する国家の義務に関する声明」<sup>26)</sup>において、社会権規約委員会が、規約上の締約国の義務はその領域内にとどまらないことを再確認した旨指摘する。すなわち、締約国は、自国の領域内、管轄下の法人による域外における人権侵害を防止するために必要な措置をとることを要求されているとする<sup>27)</sup>。一般的意見 24 は社会権規約第2条1項が社会権を実現する手段としての国際的な援助及び協力について規定していることから、自国の権限下にある企業等が他国において人権侵害を行い、あるいは予測可能な損害の発生につながるおそれがある場合に、国家が何らの措置もとらないことを認めることはこの規定に矛

<sup>21)</sup> U. N. Document, A/HRC/19/59/Add.5, Appendix, 19 December 2011.

<sup>22)</sup> U. N. Document, A/HRC/RES/19/7, 3 April 2012.

<sup>23)</sup> U. N. Document, E/C.12/60/R.1, 25 January 2017.

<sup>24)</sup> U. N. Document, E/C.12/GC/24, 10 August 2017.

<sup>25)</sup> *Ibid.*, para.25.

<sup>26)</sup> U. N. Document, E/C.12/2011/1, 12 July 2011.

<sup>27)</sup> U. N. Document, E/C.12/GC/24.*op.cit.*, para.26.

盾するとしている<sup>28)</sup>。また、国連憲章56条のもとの義務にはいかなる領域的制限も存在しないと指摘している。そのうえで、一般的意見24は「尊重する義務」、「保護する義務」、「充足する義務」の3つの観点から域外義務について論じている。

「尊重する義務」については、締約国に対して、その領域外の人々の社会権の享受について直接的、間接的に侵害することを禁止しているとす。貿易、投資、金融、租税といった分野における条約交渉、締結等にこの義務は関連する<sup>29)</sup>。

「保護する義務」については、締約国に対し国内救済完了の原則を前提としたうえで、自国の権限下にある企業等の活動により、領域外で生じる社会権の侵害を防止し、救済するための措置をとることを要求するとする<sup>30)</sup>。締約国は、社会権の侵害を防止することができる場合に、合理的な措置をとらなかつた際に責任を負う。すなわち、自国の権限下にある企業等による社会権の侵害を防止するため、その所在地を問わず、相当の注意を払い、行動することが要求される<sup>31)</sup>。

「充足する義務」については、社会権規約第2条1項が、締約国に対して、自国の領域外にある人々の社会権の充足を助けるために、国際協力を含む集团的行動をとることを期待しているとする<sup>32)</sup>。世界人権宣言第28条に関する言及の後に、一般的意見24は多国籍企業による課税回避の問題を指摘し、締約国が課税の問題における国際協力を進める必要があり、多国籍企業グループを単一の企業体として課税する方策も探るべきであるとする。すなわち、投資家をひきつけるために法人税率を引き下げることが、社会権の充足のため国内における資源を動員する能力を損なうとしている<sup>33)</sup>。

---

<sup>28)</sup> *Ibid.*, para.27.

<sup>29)</sup> *Ibid.*, para.29.

<sup>30)</sup> *Ibid.*, para.30.

<sup>31)</sup> *Ibid.*, para.33.

<sup>32)</sup> *Ibid.*, para.36.

<sup>33)</sup> *Ibid.*, para.37.

(3) エルヴェル (Hilal Elver: 2014-)

2014年に特別報告者に就任したエルヴェルは、トルコ国籍の国際法学者でUCLAの教授でもある。エルヴェルは食料への権利の域外義務について、同年の報告書において以下のように論じている。すなわち「尊重する義務」について、締約国はその政策や実行が、直接的、間接的に他の国家に居住する人々の食料への権利を侵害しないよう確保すべきであるとす。

「尊重する義務」は国際法における「他国を害さない義務」を拡大した形態である。社会権規約委員会の一般的意見12も、「食料は政治的、経済的圧力を行使する手段として使用してはならない」としている。よって国家は食料への権利を確保するために不可欠な物資やサービスへのアクセスを危険にさらすような食料禁輸措置等を実施してはならない。また、国際金融機関は、他国における食料への権利の侵害につながるような決定を行うべきではない<sup>34)</sup>。

「保護する義務」についてエルヴェルは、国家によっては企業が人権侵害の責任を追及されることを事実上妨げ、被害者が効果的な救済を受けることを困難にするような国内法を制定している旨指摘する<sup>35)</sup>。多国籍企業が領域外において説明責任を果たすうえで、国内法の実施は重要であるが、OECD加盟諸国は、多国籍企業ガイドラインによって、すでに自発的な誓約を行っている。しかしながら、国際法の下では一般的には非国家主体が事実上の国家機関である場合、ないしは国家の指示を受けるかあるいはコントロールの下に行動していない限り、国家は非国家主体の行為に対して責任を負わない。このため、多国籍企業の行動に関する本国の責任の問題に関する国際判例は今のところ存在しない<sup>36)</sup>。また、企業や子会社の活動によって領域外において生じた人権侵害に対して、被害者が司法的救済を受けることを可能とする積極的な措置が国家によってとられていない。国家は、この点において、司法的救済への

---

<sup>34)</sup> U.N. Document, A/HRC/28/65, January 12, 2014, para.43.

<sup>35)</sup> *Ibid.*, para.44.

<sup>36)</sup> *Ibid.*, para.45.

アクセスを確保することによって人権を保護するという義務を果たしていない<sup>37)</sup>。

「充足する義務」については、国家は貧困国における食料への権利の充足を確保するために支援し、協力する義務も負う。この文脈においてエルヴェルは社会権規約委員会の一般的意見12と食料への権利に関するFAO任意指針に言及している<sup>38)</sup>。

## 2. その他の研究者

### (1) スコグリー (Sigrun I. Skogly)

スコグリーはランカスター大学の国際法の教授であるが、域外義務の問題について多くの論文を発表している。その中で、2007年に *Max Planck Yearbook of United Nations Law* に掲載した論文は食料への権利に関する域外義務に関する先行研究として重要である。この論文においてスコグリーは第一に「域外義務の基盤」について論じ、世界人権宣言等において表明された人権の普遍性ととも、慣習国際法原則としての差別禁止原則に言及する。すなわち、国家が領域内と領域外において人々に対し、差別的な取り扱いをするならば、慣習国際法原則としての差別禁止原則に違反するという主張である<sup>39)</sup>。第二に「域外義務の法的基礎」としてスコグリーはまず国連憲章第55条および56条について言及し、この規定の論理的帰結として、国家が領域外において行動することを含意するとしている<sup>40)</sup>。また、自由権規約やヨーロッパ人権条約のように規定上は義務の範囲を限定している人権条約についても、判例等においては、領域外への拡大の可能性に関する解釈が示されることがある。社会権規約については、第2条の規定から、国際協力等、締約国は領域

<sup>37)</sup> *Ibid.*, para.46.

<sup>38)</sup> *Ibid.*, para.47.

<sup>39)</sup> Sigrun I. Skogly, 'Right to Adequate Food: National Implementation and Extraterritorial Obligations', *Max Planck Yearbook of United Nations Law*, Vol. 11, 2007, pp.341-342.

<sup>40)</sup> *Ibid.*, p.343.

外においても、社会権規約が実施されることを確保しなければならないことを確認している。すなわち、社会権規約の締約国は規約第2条によって域外義務を負っているとする<sup>41)</sup>。スコグリーはまた、社会権規約委員会の一般的意見3、一般的意見12からも食料への権利に関する域外義務を導き出すことができるとする。さらに、子どもの権利条約24条2項を4条との関連において解釈することによっても域外義務が導き出せる旨主張している<sup>42)</sup>。

スコグリーは第三に「食料への権利の実際的含意」として、「食料への権利に関するFAO任意指針」<sup>43)</sup>について分析を行っているが、この点は本稿においては「IV. 域外義務に関連するソフト・ロー」のひとつとして後述したい。ここで指摘しておきたいことは、スコグリーが「尊重する義務」、「保護する義務」、「充足する義務」の3つの観点から食料への権利に関する域外義務について検討しているという点である。「尊重する義務」については、国家が他国における食料への権利の実現を阻害しない義務であるという観点から、食料禁輸や食料の政治的利用を禁じ、農産物に対する補助金政策といった国内政策が国際市場へ影響を与えるといった点も問題点として指摘する<sup>44)</sup>。「保護する義務」については、多国籍企業等の規制が重要である<sup>45)</sup>。「充足する義務」については、国際協力、援助等が問題になるわけであるが、法的義務として立証することは非常に困難となる<sup>46)</sup>。

スコグリーは第四の点として「救済」の問題について分析している。社会権においては救済のためのシステム、とくに法的救済のシステムは未発達である。しかしながら、これは社会権については法的救済が不可能であることを意味しない。ただし、これは個人が領域国による社会権侵害を国内裁判所に提訴する方式であり、国家の域外義務については、

---

<sup>41)</sup> *Ibid.*, p.344.

<sup>42)</sup> *Ibid.*, pp.345-346.

<sup>43)</sup> Voluntary Guidelines to Support the Progressive Realization of the Right to Adequate Food in the Context of National Food Security, adopted by the 127<sup>th</sup> Session of the FAO Council, November, 2004.

<sup>44)</sup> Sigrun I. Skogly, *op.cit.*, pp.351-353.

<sup>45)</sup> *Ibid.*, pp.353-354.

<sup>46)</sup> *Ibid.*, pp.354-355.

理論上の可能性にとどまっているとする。スコグリーの論文は2007年に発表されたものであるため、2008年に採択され、2013年に発効した社会権規約選択議定書に基づく個人通報制度については言及していないが、2004年に *American Journal of International Law* にアメリカの国務省関係者が寄稿した論文<sup>47)</sup> と比べると、社会権規約に関する法的救済の可能性を肯定的に評価している点で際立った違いがあることは興味深い。

## (2) ハウゲン (Hans Morten Haugen)

ハウゲンはノルウェーにある VID Specialized University の教授で法学が専門であるが、2012年に *The European Journal of International Law* に書評論文というかたちで、ジグレルとデ・シュッターがそれぞれ編集した食料への権利に関する学術書を含む4冊の関連研究業績を幅広く紹介している。書評論文の形式をとっているが、ハウゲン自身の研究に裏付けられた重要な先行研究である<sup>48)</sup>。

ハウゲンは4冊の関連研究業績のうち、FAOが行った研究については、食料への権利に関する諸国家の法制の詳細な資料として有用である旨評価しつつ、食料への権利を憲法で明示的に保障している国家は23か

<sup>47)</sup> Michael J. Dennis, David P. Stewart, 'Justiciability of Economic, Social, and Cultural Rights: Should There Be an International Complaints Mechanism to Adjudicate the Rights to Food, Water, Housing, and Health?', *The American Journal of International Law*, Vol. 98, No. 3, 2004, pp. 462-515.

<sup>48)</sup> Hans Morten Haugen, 'Book Reviews: Jean Ziegler, Christophe Golay, Claire Mahon and Sally-Ann Way, *The Fight for the Right to Food. Lessons Learned*, Palgrave Macmillan, 2011. Olivier de Schutter and Kaitlin Cordes (eds), *Accounting for Hunger. The Right to Food in the Era of Globalization*, Hart Publishing, 2011. Otto Hospes and Irene Hadiprayitno (eds), *Governing Food Security. Law, Politics and the Right to Food*, Wageningen Academic Publishers, 2010. Lidija Knuth and Margret Vidar, *Constitutional and Legal Protection of the Right to Food around the World*, UN Food and Agriculture Organization, 2011.', *The European Journal of International Law*, Vol.23, No.4, 2012, pp.1175-1199. なお、以下の文献も参照。Hans Morten Haugen, *The Right to Food and the TRIPS Agreement: With a Particular Emphasis on Developing Countries' Measures for Food Production and Distribution*, Martinus Nijhoff Publishers, 2007.

国にとどまっておらず、国内法における認知度が低い旨指摘している<sup>49)</sup>。ノルウェーの研究者等が中心となって編集した学術書については、アイデが分担執筆した章について言及し、食料への権利の実施という観点からは、条約、決議等の法的文書の採択は出発点なのであって最終到達点ではないことを確認している<sup>50)</sup>。

また、ハウゲンはジグレル等とデ・シュッター等の研究業績を比較し、法的観点からは、デ・シュッター等の業績がより精緻な議論を展開している旨評価している。すなわち、ジグレル等の研究業績<sup>51)</sup>は食料への権利の実現に対する4つの主要な障害を特定しており、それらは(1)世界銀行、IMF、WTOといった国際組織の採用する政策が貧農層の人権を侵害しているという主張、(2)多国籍企業、(3)疎外や差別、(4)砂漠化等の自然条件、である。しかしながら、ハウゲンの評価としては、それらの主張は十分に分析的であるということはいえない。これに対してデ・シュッター等の研究業績<sup>52)</sup>はグローバル化から生じる新たな課題に対して国際法の研究者によって法的分析が行われたものである旨評価している。同時にハウゲンは、アグリビジネス、小売りシステム、バイオ燃料に関する研究等、収録された各論文は必ずしも説明責任の詳細な評価には到達していない旨の批判もしている。他方、編者であるデ・シュッター自身が執筆した「農業に関する国際貿易と食料への権利」に関する章は、網羅的かつ詳細であり、国際法学以外にも、開発学、政治学、遺伝子工学、国際経済学といった他の学術分野から得られる知見をもふまえており、とくに優れた研究成果である旨評価している。デ・シュッターは、今日の国際農業貿易交渉には公平な競争条件が存在していない旨主張し、この不均衡は、農業補助金等によって生じている旨指摘している。

本書評論文の結論部分においてハウゲンは、過去数十年にわたって開発途上諸国における小規模零細農家の問題が無視されてきた結果、地球

<sup>49)</sup> Lidija Knuth and Margret Vidar, *Constitutional and Legal Protection of the Right to Food around the World*, UN Food and Agriculture Organization, 2011.

<sup>50)</sup> Otto Hospes and Irene Hadiprayitno (eds), *Governing Food Security. Law, Politics and the Right to Food*, Wageningen Academic Publishers, 2010.

<sup>51)</sup> Jean Ziegler, Christophe Golay, Claire Mahon and Sally-Ann Way, *op.cit.*

<sup>52)</sup> Olivier de Schutter and Kaitlin Cordes (eds), *op.cit.*



規模では飢餓問題がむしろ悪化している旨指摘している。すなわち、開発途上諸国における大規模開発等により、結果として職を失うことになった10億人以上の農民たちにどう対処するかという問題が解決されていないという指摘である。この指摘は、本稿において焦点をあてている域外義務の課題とも重なる要素がある。

### (3) ファーガソン (Rhonda Ferguson)

ファーガソンはアイルランドのゴールウェー国立大学において博士号を取得した国際法研究者であるが、学位論文を基に2018年に *The Right to Food and the World Trade Organization's Rules on Agriculture: Conflicting, Compatible, or Complementary?* と題する学術書を刊行している<sup>53)</sup>。

食料への権利に関する研究が、特別報告者であったデ・シュッター等の研究の影響もあり、近年、WTO等、国際経済法との関係において論じられることが多くなった傾向を示すひとつの先行研究業績であるといえることができる。ファーガソンは国際法の断片化をめぐる議論の文脈の中にこの問題を位置付けて論じている。すなわち、食料への権利という人権レジームとWTOの農業ルールという貿易レジームの両者の義務を国家が遵守することが可能であるかという問題である。輸出補助金や市場アクセスといった諸問題をめぐる二つのレジームの緊張関係が分析の対象となる。

ファーガソンは食料への権利とWTOの農業ルールとの関係を検討し、社会権規約およびWTO農業協定に基づく各国の義務が、相互に矛盾しているか否かについて分析を行い、結論としては二つのレジームが基本的に抵触していることが問題であるわけではない旨指摘している<sup>54)</sup>。

本書はデ・シュッター等の問題提起が研究の出発点となっており、食料への権利に関する新たな研究の方向性を示したものとして重要な先行研究である。

<sup>53)</sup> Rhonda Ferguson, *The Right to Food and the World Trade Organization's Rules on Agriculture: Conflicting, Compatible, or Complementary?*, Brill Nijhoff, 2018.

<sup>54)</sup> *Ibid.*, pp.270-271.

### Ⅲ. 域外義務に関連する条約

食料への権利に関する域外義務について、関連する条約としては、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約 ICESCR）と食料援助規約 (Food Assistance Convention) をあげることができる。以下、両条約について論じる。

#### 1. 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）

域外義務に関する条約規定として第一に指摘することができるのは社会権規約である。域外義務の根拠としては社会権規約第2条1項が援用される。社会権規約第2条1項は「この規約の各締約国は、立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、行動をとることを約束する」旨規定しているからである。

食料への権利については社会権規約には第11条に規定があり、その域外義務については、1999年の社会権規約委員会一般的意見12において解釈がなされている。すなわち社会権規約委員会は締約国および国際組織の双方について国際的義務を検討し、締約国の国際的義務については「締約国は他の国家における食料への権利の享受を尊重し、権利を保護し、食料へのアクセスを促進し、要求される場合には必要な援助を提供するために措置をとるべきである」とし、また「締約国はいかなる場合においても、食料禁輸措置や他国における食料生産・食料へのアクセスを危険に陥れるような措置をとることを控えるべきである」<sup>55)</sup>としている。また、国家及び国際組織の義務としては「国家は一国でまたは共同して緊急時において、難民、避難民への援助を含む災害援助、人道援助を提供する協力を行う責任を負う」とし「食料援助は現地の生産者、

---

<sup>55)</sup> U.N. Document, E/C.12/1999/5., *op.cit.*, paras.36 and 37.

市場に損害を与えないようなかたちで提供されなければならない」としている<sup>56)</sup>。ただし、その際に用いられている助動詞は *should* であり、これらは現時点において慣習国際法化しているとは言えず、一般的な政策の勧告にとどまっていると言わざるを得ない。

域外義務とは、国家がその域外に存在している人々に対してその人権の享受について影響を与えるような方法で権力を行使する際に、当該国家が負う義務であると考えられることができるが、その中でたとえば「保護する義務」は第三者が食料への権利を侵害しないように国家が確保する義務を指すことになる。たとえば、自国に本拠地を有する多国籍企業が領域外の人々から土地を奪い、農地を食料生産以外の目的に転換し、あるいは環境を破壊するといった状況を阻止する義務ということになるが、そのような域外義務を社会権規約といった条約規定から導き出すことができるかという点については議論がある。第一義的には領域国家の義務が問題とされるわけであり、域外義務については、社会権規約の解釈のみから導き出すことは困難である。むしろ関連規定を投資協定等に盛り込むといった発展が必要とされよう。

## 2. 食料援助規約

2012年に採択され2013年に発効した食料援助規約 (Food Assistance Convention) は、1967年に採択され、1971年、1981年、1986年、1995年および1999年に改正されてきた食料援助規約 (Food Aid Convention) をその前身とするものである。前身の食料援助規約については、WTOの農業に関する協定の第10条にも、「国際的な食料援助を供与する加盟国は、次のことを確保する」として第3項に「そのような援助が、可能な限り、完全に贈与の形で又は1986年の食料援助規約第4条に定める条件よりも受益国にとって不利でない条件で供与されること」とする規定がある。2013年に発効した現在の食料援助規約は2019年現在、日本の他、アメリカ、カナダ、ロシア、オーストラリア、フランス、オーストリア、スウェーデン、スペイン、デンマーク、フィンランド、ルクセンブルグ、

<sup>56)</sup> U.N. Document, E/C.12/1999/5., *op.cit.*, paras.38 and 39.

スロベニア、スイス、韓国およびEUが批准している。食料援助規約はすべての国家に対して開放されているものであるが、現時点においては食料の被援助国は締約国となっていない。

食料援助規約については、ノッティンガム大学准教授のラ・チミア (Annamaria La Chimia) が 2016 年に *International and Comparative Law Quarterly* に論文を執筆している<sup>57)</sup>。ラ・チミアは食料援助規約について基本的に積極的に評価し、とくに食料への権利との関係では、国家が域外義務を果たすという観点において指針を提示しているものであるとする。以下、そのような先行研究をも参照しつつ、食料援助規約の概要と意義について論じる。

食料援助規約は食料不足に直面する開発途上国における人々の食料安全保障 (Food Security) 及び栄養状態を改善すること等を目的とし、各締約国が自国の法令に従って年間の食料援助の量を決定し、その供与を約束すること等を定めたものである。食料援助規約は食料安全保障を締約国の義務の中核としている<sup>58)</sup>。FAOによれば、食料安全保障とは「全ての人々が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分で安全かつ栄養ある食料を、物理的、社会的及び経済的にも入手可能であるときに達成される状況」であるとされる。

食料援助規約は前文の第4パラグラフにおいて、締約国は「国が自国の食料安全保障についての第一義的な責任を有すること、したがって、2004年11月にFAO理事会で採択された国家の食料安全保障の文脈における十分な食料への権利の漸進的な実現を支援するためのFAO任意指針に定める十分な食料への権利の漸進的な実現について、国が第一義的な責任を有することを確認」とし、食料への権利およびFAO任意指針に言及していることは注目すべきであろう。ここにおいては、食料援助と食料への権利の関連性が含意されていることになる。

食料援助規約はその第1条に目的に関する規定をおいている。すなわ

---

<sup>57)</sup> Annamaria La Chimia, 'Food Security and the Right to Food: Finding Balance in the 2012 Food Assistance Convention,' *International and Comparative Law Quarterly*, Vol.65, 2016, pp.99-137.

<sup>58)</sup> Annamaria La Chimia, *op.cit.*, p.133.

ち「この規約は、次のことにより、最も弱い人々の生命を救い、飢餓を軽減し、食料安全保障を改善し、及び栄養状態を改善することを目的とする」とし、「(a) 十分な、安全な、かつ、栄養のある食料の入手及び消費を促進する食料援助を供与するという締約国の約束により、最も弱い人々の食料上、及び栄養上のニーズに対応すること」と規定している<sup>59)</sup>。

第2条は食料援助の原則について規定しているが、第2条(b)は食料援助の効果に関する原則について規定しており、「(iv) 食料援助が締約国の市場の発展の目的を促進するために利用されないことを確保する」、「(vii) 商業取引に代替することを回避するような方法でのみ援助食料の再輸出を行う」としている。第2条(c)は食料援助の供与に関する原則について規定しているが、「(ii) 対象者及び適当な場合には他の関係する利害関係者を当該対象者のニーズの評価並びに食料援助の企画、実施、監視及び評価に関与させる」、「(iii) 関連する安全上及び品質上の基準を満たし、かつ、現地の文化的な食習慣及び対象者の栄養上のニーズを尊重する食料援助を供与する」とする。

第5条はコミットメントに関する規定である。第5条1項は「各締約国は、この規約の目的を実現するため、自国の法令に従って年間の食料援助の量を決定し、その供与を約束することに同意する。各締約国が約束した量を最小年間約束量という」と規定している。また5条2項は「最小年間約束量は、手続及び実施に関する規則に定めるところにより、価額又は数量によって明示される。締約国は、自国の最小年間約束量を最低価額、最小限度の量又は最低価額と最小限度の量との組み合わせのいずれかにより明示することを選択することができる」としている。

このように食料援助規約が緊急事態等における食料援助について、締約国による自発的コミットメントを中核としつつも、一定の範囲において条約上の義務を規定していることは重要である。同時に、域外義務の観点からは、緊急事態等における食料援助の問題のみに域外義務の範囲が限定されることは適切ではないであろう。

---

<sup>59)</sup> Food Assistance Convention of 2013, art.1 (a).

#### IV. 域外義務に関連するソフト・ロー

食料への権利に関する域外義務に関連して、法的拘束力を有しないいくつかの国際的文書が存在している。本章においては、食料への権利に関する国連総会決議、国連人権理事会決議、FAO 任意指針、社会権における域外義務に関するマーストリヒト原則の4つの文書について解説する。

##### 1. 食料への権利に関する国連総会決議

食料への権利に関しては国連総会においては2001年以降、関連決議が繰り返し採択されてきた<sup>60)</sup>。当初の決議(A/RES/56/155)は18の主文より構成されるものであったが、2016年12月19日にコンセンサス方式で採択された国連総会決議(A/RES/71/191)は47の主文より成る長文の決議となっている。同決議はその主文2において、「すべての者が十分な食料への権利および飢餓から自由であるというすべての者の基本的権利に合致した、安全で十分かつ栄養のある食料へのアクセスを有する権利を再確認し、これにより、すべての者の身体的及び精神的能力を十分に発達させかつ維持することができるようにする」としている<sup>61)</sup>。

域外義務に関連する内容としては、とくに主文28を指摘することができる。これは、「すべての国家が、国際貿易協定を含む政治的・経済的性格を有する国際的な政策が他国の食料への権利に悪影響を及ぼさないことを確保するためにあらゆる努力を払うべきである旨強調する」としている<sup>62)</sup>。明確に域外義務について言及しているものであるが、用いられている助動詞は *should* であり、義務を示す表現としては弱められている。

---

<sup>60)</sup> 2001年12月19日に採択された国連総会決議 (U.N. Document, A/RES/56/155, 15 February 2002) 以降、2008年までは毎年、食料への権利に関する国連総会決議が採択され、2010年から2016年までは2年ごとに採択されてきた。

<sup>61)</sup> U.N. Document, A/RES/71/191, 18 January 2017, O.P.2.

<sup>62)</sup> *Ibid.*, O.P.28.

その他、主文 10 においては「国家の第一義的責任は食料への権利を促進し及び保護することであり、国際共同体は、対応を調整し、要請に応じて、食料生産及び食料へのアクセスを増大させるために、農業開発援助、技術移転、作物の再生支援及び食料援助を含め、国家及び地域的的努力を支援する国際協力を提供すべきであることを強調する」としている<sup>63)</sup>。さらに主文 12 において、「すべての国家および適当な場合には関連する国際組織に対し、5 歳未満児の栄養不良の結果としての死亡率および疾病率を減少させるための政策及び計画を実施することを要請する」とし<sup>64)</sup>、主文 13 においては「すべての国家に対し、すべての者が飢餓から自由であり、かつ、可能な限り速やかに食料への権利を十分に享受するための条件を促進するための措置を含む、食料への権利の完全な充足を漸進的に達成するための措置をとること、および飢餓と闘うための国内計画を作成・採択することを奨励する」としている<sup>65)</sup>。

続いて主文 23 においては、「すべての国家および民間組織、国際組織に対し、それぞれの権限の範囲内で、様々な分野における継続中の交渉を含め、すべての者のための食料への権利の効果的な実現を促進する必要性を十分に考慮することを要請する」とし<sup>66)</sup>、主文 26 は、「開発途上国に対する対外債務免除を含む、あらゆる技術的および資金的資源の配分と利用を動員し、最適化するための努力を行うこと、および持続可能な食料安全保障政策を実施するための国内行動を強化する必要性を強調する」としている<sup>67)</sup>。

さらに、主文 32 は「各国に対し、開発戦略および歳出において食料への権利の実現に対して十分な優先順位を与えることを要請する」とし<sup>68)</sup>、主文 36 は「世界銀行及び IMF を含むすべての関連国際機関に対し、食料への権利に肯定的な影響を与える政策およびプロジェクトを引き続き促進し、共通のプロジェクトの実施において食料への権利を尊重するこ

---

<sup>63)</sup> *Ibid.*, O.P.10.

<sup>64)</sup> *Ibid.*, O.P.12.

<sup>65)</sup> *Ibid.*, O.P.13.

<sup>66)</sup> *Ibid.*, O.P.23.

<sup>67)</sup> *Ibid.*, O.P.26.

<sup>68)</sup> *Ibid.*, O.P.32.

とを確保し、食料への権利の実現を目指す加盟国の戦略を支援し、その実現に否定的な影響を与える可能性のあるいかなる行動も回避するよう要請する」としている<sup>69)</sup>。

このような国連総会決議が多数の国家による法的信念の表明として慣習国際法の形成に一定の役割を果たす旨論じること自体は可能であるが、同時に国家慣行によって支えられる必要性があり、果たして慣習国際法の結晶化に向かっていると評価することができるかという点については不確かである。

## 2. 食料への権利に関する国連人権理事会決議

国連人権理事会は発足当初より、食料への権利を重視してきており、2008年以降は毎年、食料への権利に関する国連人権理事会決議を採択してきている<sup>70)</sup>。2019年3月21日に国連人権理事会がコンセンサス方式で採択した決議(A/HRC/RSE/40/7)<sup>71)</sup>を前述の2016年に採択された国連総会決議(A/RES/71/191)と比較すると、主文の数は国連総会決議が47であるのに対し、国連人権理事会決議は31であり、短くなっているが、内容的には同趣旨のパラグラフが多く見受けられ、類似していることがわかる。

国連人権理事会が食料への権利に関する決議を採択する際、2018年までは米国が投票を求め、1か国のみ反対投票をしている。米国による類似の投票行動は国連総会においてもしばしば見受けられたところであるが、2017年に米国が国連人権理事会において行った投票理由説明<sup>72)</sup>においては、食料への権利に関する国連人権理事会決議案が貿易関連事項や、気候変動問題等を不適切にとりあげているといった批判に加えて、米国としては食料の権利の概念から特定の域外義務が派生するといった

---

<sup>69)</sup> *Ibid.*, O.P.36.

<sup>70)</sup> U. N. Document, A/HRC/RES/7/14, 27 March 2008.

<sup>71)</sup> U. N. Document, A/HRC/RES/40/7, 5 April 2019.

<sup>72)</sup> U. S. Mission to International Organizations in Geneva, U.S. Explanation of Vote on the Right to Food, A/HRC.34/L.21, Human Rights Council 34<sup>th</sup> session, Geneva, March 23, 2017.



考え方は認められない旨、明確に述べている点は重要である。

### 3. 食料への権利に関する FAO 任意指針

2004年に採択された食料への権利に関する FAO 任意指針は3つの部分によって構成されている。第一部は序文と序章である。

第二部は「可能にする環境、援助、説明責任 (Enabling Environment, Assistance and Accountability)」と題されており、ここに19の指針が含まれている。

指針15は国際的食料援助に関する指針であり、「援助国は、自国の食料援助政策が、食料安全保障を達成するための被援助国による努力を支援することを確保すべきであり、また、食料援助は、特に脆弱なグループを対象としたニーズの評価に基づくべきである。この文脈で、援助国は、食料の安全性、地域の食料生産を阻害しないことの重要性、栄養上の必要性、ならびに文化を考慮したかたちで支援を提供すべきである。食料援助は明確な出口戦略をもって提供されるべきであり、依存関係の創出を避けるべきである。援助国は、飢餓に陥りやすい国の食料需要を満たすため、現地および地域の商業市場の利用拡大を促進し、食料援助への依存を減らすべきである」とする<sup>73)</sup>。

指針19は国際的側面とし、「下記の第三部で述べる、国際的措置、行動および誓約を履行すべきである」とし<sup>74)</sup>、これに続く第三部が「国際的措置、行動、誓約 (International Measures, Actions and Commitments)」と題して国際協力の側面を取り扱っている<sup>75)</sup>。すなわち指針19と第三部により、FAO 任意指針が食料への権利の実施のために、域外義務の観点も重視していることがわかる。

第三部のパラグラフ2においては「国家の開発努力は、国際的にこれを可能にする環境によって支援されるべきであることを強調する。FAO を含む国連システム及びその他の関連諸機関は、国家の食料安全保障の

<sup>73)</sup> Voluntary Guidelines to support the progressive realization of the right to adequate food in the context of national food security, *op.cit.*, Guideline 15, Sub-Section 15.1.

<sup>74)</sup> *Ibid.*, Guideline 19, Sub-Section 19.1.

<sup>75)</sup> *Ibid.*, Section III.

文脈において、十分な食料への権利の漸進的な実現のため、国家の開発努力を支援するための行動をとるよう要請されているが、この国際協力の重要な役割は、国連憲章第 56 条や主要な国際会議において確認されている。食料は、経済的、政治的圧力の道具として使われてはならない」とし、パラグラフ 3 は「国家は、被災国の住民による経済的、社会的発展の完全な達成を妨げ、かつ、十分な食料への権利の漸進的な実現を妨げるような、国際法及び国連憲章に反するいかなる一方的措置も回避し、かつ、控えるための措置をとることを強く要請される」とする<sup>76)</sup>。

このように、FAO 任意指針は人権に関する義務の 3 類型の中で、「充足する義務」、すなわち開発援助や緊急時の食糧支援に焦点を絞っており、「保護する義務」、「尊重する義務」についてはあまり取り扱っていない。

#### 4. 社会権における域外義務に関するマーストリヒト原則

2011 年にマーストリヒト大学において開催された国際法、人権法の研究者及び関連諸機関の実務家による会合の成果文書として「社会権における域外義務に関するマーストリヒト原則」が採択されている<sup>77)</sup>。この文書は学術的な成果であって、それ自体に法的拘束力はないが、既存の国際法を編纂したものであると主張することは可能であろう。

原則 19 から 22 は、「尊重する義務」に対応するものであり、国家が領域外の人々の社会権を侵害するような行為を慎まなければならないとする。すなわち、原則 19 は「一般的義務」として、「すべての国は、原則 20 から 22 に規定する自国の領域内及び領域外にある人々の社会権を尊重するために、個別に、かつ、国際協力を通して共同して行動しなければならない」とし、原則 20 は「直接的侵害」として、「すべての国は、自国の領域外にある者の社会権の享有及び行使を無効にし、又は侵害する行為を慎む義務を有する」とする。原則 21 は「間接的侵害」であり、「国は、次の行為を慎まなければならない。(a) 他の国又は国際組織が、社

<sup>76)</sup> *Ibid.*, paras.2 and 3.

<sup>77)</sup> The Maastricht Principles on Extraterritorial Obligations of States in the Area of Economic, Social and Cultural Rights, 2011.

会権に関する自国又は国際機関の義務を遵守する能力を損なう行為、または b) 他の国又は国際組織が、当該国家又は国際組織の社会権に関する義務に違反することを支援、援助、指示、コントロール又は強制すること」とする。原則 22 は「制裁およびそれと同等な措置」とし、「国は、社会権の享受を無効にし又は侵害する結果となる禁輸措置その他の経済制裁措置をとることを慎まなければならない。制裁が他の国際法上の義務を履行するために行われる場合には、国は、あらゆる制裁体制の設計、実施及び終了において人権上の義務が十分に尊重されることを確保しなければならない。国は、あらゆる状況において、中核的義務を充たすために本質的に必要とされる物資およびサービスに対する禁輸措置を控えるべきである」とする<sup>78)</sup>。

続く原則 23 から 27 は、「保護する義務」に対応するものであり、非国家主体の規制をも含めて国が社会権を保護しなければならないとする。原則 23 は「一般的義務」であり、「すべての国は、原則 24 から 27 に述べているように、自国の領域内及び領域外の者の社会権を保護するために、個々に、かつ、国際協力を通じて共同して行動しなければならない」とする。原則 24 は「規制する義務」に関するものであり、「原則 25 に述べているように、すべての国は、それらが規制する立場にある非国家主体、例えば私人、民間組織、多国籍企業、その他の企業が、社会権の享受を無効にし、又は侵害することがないよう確保するために必要な措置をとらなければならない。これには、行政、立法、捜査、司法等の措置が含まれる。他のすべての国は、保護する義務の履行を無効にし、又は侵害することを控える義務を有する」とする。原則 25 は「保護の基礎」と題して、「国は、次の各状況において、外交的手段を含む法的手段及びその他の手段により、社会権を保護する措置を採用し、かつ、実施しなければならない。a) 侵害または侵害の脅威がその領域に起源している、あるいは発生している場合、b) 非国家主体が当該国の国籍を有する場合、c) 企業の場合には、法人又はその親会社もしくは子会社が当該国に活動の中心を有している場合、あるいは登録され、所在地を有している場合、又は主たる事業所あるいは実質的な事業活動を有して

<sup>78)</sup> *Ibid.*, Principle 19-22.

いる場合、d) 当該国と規制しようとする行為との間に合理的な関連性がある場合で、非国家主体の活動の関連する側面が当該国の領域内で実施される場合、e) 社会権を侵害する行為が国際法の強行規範の違反となる場合、あるいはそのような違反が国際犯罪を構成する場合、これらの場合には、国は責任を負う者に対して普遍的管轄権を行使するか、または適切な管轄下に合法的に移送しなければならない」、原則 26 は「影響力ある地位」と題し「非国家主体の行為を規制する立場にない場合であっても、政府調達制度や外交を通じて非国家主体の行為に影響を与える立場にある国は、社会権を保護するために、国連憲章及び一般国際法に従って、そのような影響力を行使すべきである」とする。原則 27 は「協力義務」とし、「すべての国は、非国家主体がいかなる者の社会権の享受をも害さないことを確保するために協力しなければならない。この義務には、非国家主体による人権侵害を防止し、そのような人権侵害の責任を非国家主体に負わせ、影響を受けた人々に対する効果的な救済を確保するための措置が含まれる」としている<sup>79)</sup>。

最後に、原則 28 から 35 は、「充足する義務」に対応するものであり、国が国際協力によって社会権の充足を可能とする環境を創り出さなければならないとする。原則 28 は「一般的義務」であり、「すべての国は、原則 29 から 35 に規定する自国の領域内及び領域外における人々の社会権を充足するために、個別に及び国際協力を通じて、国際的に行動しなければならない」とし、原則 29 は「国際的にこれを可能にする環境を創り出す義務」として「国は、二国間及び多国間の貿易、投資、税制、金融、環境保護及び開発協力に関連する事項を含め、社会権の普遍的な充足に資する国際的にこれを可能にする環境を創出するため、個別に及び国際協力を通して、具体的行動をとらなければならない。この義務の遵守は、とりわけ以下を通して達成される。すなわち、a) 多国間及び二国間の協定並びに国際基準の精緻化、解釈、適用及び定期的な見直し、b) 国際組織内での行動を含む対外関係に関する各国の措置及び政策、並びに、領域外における社会権の充足に貢献することができる国内の措置及び政策」とする。原則 30 は「責任の調整及び配分」に関するものであり、「国は、社会権の普遍的な実現において効果的に協力する

<sup>79)</sup> *Ibid.*, Principle 23-27.

ために、責任の配分を含め、相互に調整すべきである。そのような調整がないからといって、国はその個別の域外義務を果たすことから免れるわけではない」とする。原則 31 は「能力及び資源」と題し、「国は、その領域内における社会権を充足するためにその能力を最大限に発揮する義務を負う。国は個別にあるいは必要であれば共同で社会権の充足に貢献しなければならない。国は、社会権の普遍的な達成のために利用可能な最大限の資源を動員するために協力しなければならない」とする。原則 32 は「協力における原則と優先事項」であり、「国は、領域外において社会権を実現するに当たり、次のことを優先しなければならない、すなわち、a) 不利な立場におかれ、周辺化され、かつ、脆弱な集団の権利の実現を優先すること、b) 社会権の最低限の必要水準を実現する中核的義務を優先し、社会権の完全な実現に向けて可能な限り迅速かつ効果的に行動すること、c) 自己決定権及び意思決定への参加権を含む国際人権基準並びにジェンダー平等、透明性及び説明責任を含む無差別及び平等の原則を遵守すること、d) いかなる後退的措置をも回避することまたはすべての人権義務を参照してもそれが正当化されると立証し、包括的に代替案を検討した後にのみそのような措置をとること」とされる。原則 33 は「国際援助を提供する義務」であり、「国際協力のより広範な義務の一部として、そうすることができる立場にある国は単独で又は共同して行動し、他国における社会権の実現に貢献するために、原則 32 に合致する方法で国際援助を提供しなければならない」とする。原則 34 は「国際援助及び協力を求める義務」であり、「国は、自国の領域内で経済的、社会的及び文化的権利を保障するための最善の努力をしたにもかかわらず、これができない場合に相互に合意された条件で国際援助及び協力を求める義務を負う。当該国は、提供される援助が経済的、社会的及び文化的権利の実現に向けて用いられることを確保する義務を負う」とする。原則 35 は「国際的な援助又は協力の要請への対応」であり、「支援又は協力の要請を受け、かつ、そうする立場にある国は、その要請を誠実に検討し、かつ、経済的、社会的及び文化的権利を域外的に充足するという自らの義務に合致する方法で対応しなければならない」として<sup>80)</sup>。

<sup>80)</sup> *Ibid.*, Principle 28-35.

## V. アフリカにおける事例研究

### 1. アフリカにおける食料への権利

アフリカにおける食料への権利については、1996年の南アの憲法や2010年のケニアの憲法が食料に対する権利を規定している<sup>81)</sup>ことが広く知られている。1981年に当時のアフリカ統一機構（OAU、現在のアフリカ連合：AU）首脳会議において採択された「人及び人民の権利に関するアフリカ憲章（バンジュール憲章）」は、食料への権利に関する明確な規定を有していなかったが、2001年、アフリカ人権委員会はナイジェリアに対する個人通報の事例においてバンジュール憲章第4条の生命に対する権利、第16条の健康を享受する権利、第22条の発展の権利の解釈から、食料への権利が黙示的に含まれているとし、ナイジェリアが食料への権利にも違反している旨述べている<sup>82)</sup>。本件に関連する、

---

<sup>81)</sup> Constitution of the Republic of South Africa of 1996, art 27.

27. Health care, food, water and social security: 1. Everyone has the right to have access to –
- a. health care services, including reproductive health care;
  - b. sufficient food and water; and
  - c. social security, including, if they are unable to support themselves and their dependants, appropriate social assistance.
2. The state must take reasonable legislative and other measures, within its available resources, to achieve the progressive realisation of each of these rights.
3. No one may be refused emergency medical treatment.

Constitution of Kenya of 2010, art 43.

43. Economic and social rights (1) Every person has the right— (a) to the highest attainable standard of health, which includes the right to health care services, including reproductive health care; (b) to accessible and adequate housing, and to reasonable standards of sanitation; (c) to be free from hunger, and to have adequate food of acceptable quality; (d) to clean and safe water in adequate quantities; (e) to social security; and (f) to education. (2) A person shall not be denied emergency medical treatment. (3) The State shall provide appropriate social security to persons who are unable to support themselves and their dependants.

<sup>82)</sup> Social and Economic Rights Action Center (SERAC) and Center for Economic and Social Rights (CESR)/Nigeria, Communication No.155/96, (2001), AHRLR 60, para.64.

西アフリカ経済共同体裁判所の判決もある<sup>83)</sup>。さらに、1990年に採択されたアフリカ子ども憲章は第14条(c)において「適切な栄養の提供を確保すること」について規定しており<sup>84)</sup>、2003年に採択されたアフリカ女性の権利議定書は第15条において食料安全保障への権利を規定している<sup>85)</sup>。

他方、域外義務の問題に対象を絞った場合、アフリカの地域的人権条約は域外義務に関する明確な規定を有しているわけではなく、この点に焦点をあてた地域的裁判所の判例が存在しているわけでもない。よって、以下説明するケニア、マダガスカル、マリ、ザンビアの事例とは、いずれも域外義務に関する先行研究において、問題の所在を明確にするという文脈において事例として紹介されているものであり、判例等の紹介ではないという点を指摘しなければならない。

## 2. ケニア

ケニアの事例はEUとの間の経済連携協定(EPA)に関連するものであり、理論的課題として、本件におけるEUの域外義務を検討するものである<sup>86)</sup>。2001年にドーハで開催されたWTO閣僚会議で非ACP諸国への差別撤廃を要請されたことを受けてACP-EU間のEPAに基づくケニアとEUとの間の新たな貿易協定交渉に関して、2007年、ケニアの農民団体と人権団体は、ケニア政府に対して異議を申し立てた。これは2000年のコトヌー協定において、2007年末までにEPAを締結する旨規定されていたことによる。AUとしては、WTOの場においてOECD諸国の圧力に抵抗してきたが、EUは個別のアフリカ諸国とEPAを締結するという、二国間交渉に戦略を転換してきていた。

<sup>83)</sup> SERAP v. The Federal Republic of Nigeria, Court of Justice of the Economic Community of West African States, No ECW/CCJ/JUD/18/12 (14.12.2012).

<sup>84)</sup> The African Charter on the Rights and Welfare of the Child, art.14(c).

<sup>85)</sup> Protocol to the African Charter on Human and Peoples' Rights on the Rights of Women in Africa, art.15.

<sup>86)</sup> Fons Coomans and Rolf Kunnemann (eds.), *Cases and Concepts on Extraterritorial Obligations in the Area of Economic, Social and Cultural Rights*, Intersentia, 2012, pp.25-38.

ケニア政府は2007年11月にEUとの間で暫定貿易協定に署名した。NGOであるケニア人権委員会およびケニア小規模農家フォーラムは、ケニア政府がEPAの交渉過程で不利な影響を受ける立場にあるすべての人々を関与させることができなかつた旨主張した<sup>87)</sup>。また、ケニア政府が国会に対しても、本件に関する情報への十分なアクセスを認めなかつたことを争点とした。この訴訟において、原告は、国会と影響を受ける当事者が、合意が人々の権利に及ぼす悪影響について議論するまで、ケニア政府がEPAに署名することを差し止める裁判所の命令を求めた。

典型的なEPAでは、基本的にEUからのすべての輸入品に関してアフリカ地域における市場開放が求められる。これはケニア国内の脆弱な市場を、補助金を受けたヨーロッパの商品に開放する相互アクセスを求めたものであり、EPAの導入はケニアの農家と小規模企業に深刻な影響を与えることが懸念された。多くの産業が崩壊する危険性があり、最終的に失業と飢餓を引き起こし、それによって何百万人もの人々の食料への権利を侵害することとなる旨の主張が展開された。本件については、その後、2014年にケニアを含む東アフリカ共同体諸国とEUとの間でEPAに関する合意がなされ、2016年にはケニアは署名、批准している<sup>88)</sup>。2012年に、本件に関連してEUの域外義務を検討した先行研究<sup>89)</sup>は理論的検討を行うにとどまっているわけであるが、重要な問題を提起していると考えられるので、以下、その議論を紹介する。第一に「尊重する義務」であるが、EUは、人権状況の評価を実施せず、監視プロセスも導入しなかつた。人権侵害を回避するうえで、人権状況に関する評価は、主要な政策決定や条約交渉推進の前提条件として必要である<sup>90)</sup>。「尊重する義務」はまた、EPAが締結される場合には人権を考慮に入れることを要求し、人権に関する最低限の義務を保障する必要がある

---

<sup>87)</sup> *Ibid.*, p.28.

<sup>88)</sup> ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT BETWEEN THE EAST AFRICAN COMMUNITY PARTNER STATES, OF THE ONE PART, AND THE EUROPEAN UNION AND ITS MEMBER STATES OF THE OTHER PART, 16 October, 2014.

<sup>89)</sup> Fons Coomans and Rolf Kunnemann (eds.), *op.cit.*, pp.25-38.

<sup>90)</sup> The Maastricht Principles on Extraterritorial Obligations of States in the Area of Economic, Social and Cultural Rights, *op.cit.*, Principle 13.



る。よって人権に関する義務を果たすための領域国の能力を損なうような措置をとってはならない。EUは、EPAを推進する過程において、情報への権利及び影響を受ける住民の参加に対する権利を尊重するという域外義務に違反しており、EUは、EPAを締結するにあたって、人権を含む政策やガイドラインを採用すべきであった旨先行研究は分析している。すなわち、社会権における域外義務に関するマーストリヒト原則が指摘するように、加盟国は、社会権の享有及び行使の無効又は減損をもたらす直接的又は間接的な干渉、又は他の加盟国の人権上の義務を遵守する能力を妨げる行為を控えるべきであるとする<sup>91)</sup>。

第二に「保護する義務」に関して、EPAの締結は、EUの投資家、企業等に対して、ケニアの市場を開放するものであるが、「保護する義務」はEUに対し、自国の市民、企業、その他の管轄下にある者がケニアにおける食料への権利を侵害しないことを確保することを要求しているとする。第三に「充足する義務」に関しては、EUが果たすべき義務の一部として、援助を提供する義務があるとする。

### 3. マダガスカル

マダガスカルは食料不足の国家のひとつである。2017年の統計によれば2500万人の総人口の中で160万人が深刻な食料不足の状況にあり、そのうち39万人が緊急事態の状況にあったとされる<sup>92)</sup>。マダガスカルの慢性的な栄養失調率は世界で4番目に高く、5歳未満の子どもの半数近くがその影響を受けている。マダガスカルの人々は、食料ニーズを満たすために地元の食料生産に大きく依存しており、人口の大多数が小規模な農業活動に従事している。世界食料計画は、2016年に約70万人の人々を救済した。

先行研究によれば、マダガスカルでは、国民が土地に依存していることや食料不安の深刻さにもかかわらず、近年、政府と外国企業との間で

<sup>91)</sup> *Ibid.*, Principle 20 and 21.

<sup>92)</sup> World Food Programme, 'Madagascar' (<https://www1.wfp.org/countries/madagascar>) accessed 09.09.2019.

大規模な土地取引が進められてきたことが問題となった<sup>93)</sup>。2008年には韓国の企業である大宇グループの子会社がマダガスカル政府との間で130万ヘクタールにおよぶ農地について、トウモロコシやヤシ製品の生産のため99年間のリース契約を行う旨報じられ、国民による抗議活動が激しくなった。大宇グループがその農産物の大部分を韓国に持ち帰るかないしは、他国へ輸出する計画であることが報じられたからである。抗議活動は大統領の辞任に発展した、当時の大統領が失脚した後、本件は大きな社会的・政治的不安の一因となり、本件契約は、新大統領の就任直後にキャンセルされた。

大宇グループとの取引が決裂して以降、マダガスカル政府と外国企業は、いくつかの小規模な取引を続けた。例えば、マダガスカル島の中央南部では、イタリアのトツィ・グループの子会社との間で2012年に2000ヘクタールの農地について農業燃料に用いられる植物を栽培するために30年間の更新可能なリース契約を結んだが、これは10万ヘクタールまでの拡張を可能とするものであった。地元住民たちは、これは結果として、シマウマの牧草地、キャッサバや稲作のための農地が失われることになるとして強く反対した。プロジェクトに抵抗した土地利用者は暴力で脅されるなどした。土地を奪われた人々のうち、会社の農園で職に就くことができた人々はごくわずか、ほとんどが一時的なものであった。マダガスカル島、とくに南部の深刻な食料不足を考えると、このプロジェクトが食料安全保障に与える否定的影響は疑う余地がない旨、先行研究は指摘している<sup>94)</sup>。

マダガスカル政府は、地元住民の人権の享受に対する影響について責任を負っている。通常、これらの投資事業は、中央政府、地方政府、市長または首長が交渉する。このような交渉を通じて、土地利用者と予想される投資によって影響を受ける住民の権利と利益はしばしば無視される。理論的には、マダガスカルの国内法は被災者との協議を必要としているが、実際には協議は行われておらず、利用可能な救済手段がないことが権利保有者の一層の疎外につながっている<sup>95)</sup>。

---

<sup>93)</sup> Nadia C.S. Lambek and Claire Debucquois, *op.cit.*, pp.153.

<sup>94)</sup> *Ibid.*, pp.153-154.

<sup>95)</sup> *Ibid.*, p.154.

域外義務を主張することのメリットは、複数の国家に対して同時に並行して義務を課すことが可能となる点にある。すなわち、本事例においてはマダガスカルの責任を追及するだけでなく、他の関連諸国にも義務があると主張するものである。域外義務の主張においては、本件において韓国とイタリアは、域外における自国企業の活動を適切に規制しなかったことによって、域外における食料への権利を保護していないという結論となる。小規模農家等から土地へのアクセスを奪い、食料や収入源といった基本的必需品へのアクセスの喪失につながっているからである。すなわち、本件において韓国とイタリアは、影響を受けるコミュニティの食料への権利に対する脅威を回避するために、域外に投資する自国企業に対して適切な規制を確保する必要があるという主張である。

#### 4. マリ

マリは国内法において形式的には食料主権の権利を保護する旨規定しているが、外国企業が生産性の高い土地を借りることを許可している。先行研究によれば、2008年5月、マリとリビア両政府は、リビアの政府系ファンドの子会社であるマリビアに、マリにおけるコメの主要な生産地域にある10万ヘクタールの土地について、50年間の更新可能なリース契約に署名した<sup>96)</sup>。これらの土地は、灌漑農業生産のために開発されることを唯一の条件として、無償でリースされた。また、マリビアには極めて有利な条件で水が供給された。マリの国内法は社会的影響評価の要件があるにもかかわらず、当該契約は社会的影響評価の実施を規定していなかった。最初の実施段階は、権利保有者に多くの影響を与えた。土地は住民への通知なしに開墾された。人口の約80%が農業に依存して生計を立てており、耕作可能な土地が希少資源となっている国では、このような大規模な開発によって自給農家から土地や食料資源が奪われることが懸念された。2011年のカダフィ政権崩壊後、プロジェクトは中断されたが、マリ政府とセネガル、南アフリカ、中国の企業との間で他の契約が結ばれた。

<sup>96)</sup> *Ibid.*, p.155.

また、マリビアのプロジェクトの1つの要素は残された。すなわち肥沃な地域に、マリビアの監督下で建設された大規模な運河である。運河は、墓地を横切って村を二分するなど、地域社会に大きな混乱を引き起こした。水不足の深刻化をめぐり、地元農家の間にも緊張が生じた。マリの半分は砂漠であり、人口の大部分はニジェール川に依存している。ニジェール川は、米の生産の中心であった湿地に食料を供給するだけでなく、漁業や牧畜にも利用されている。さらに、ニジェール川がナイジェリアで大西洋に到達する前に、5か国がニジェールの川流域に存在し、その水資源に依存しているため、本件は国際レベルで政治的緊張を引き起こした。

さらに、中国を拠点とするアグリビジネスは、ジョイント・ベンチャーの下で専門知識と種子を供給したとされている。2011年にリビアの体制が崩壊すると、マリ政府は中国企業と契約を結び、さらなる運河開発を推進した。

リビア政府はプロジェクトの資金提供者として中心的役割を果たし、その結果、域外における食料への権利を尊重するというリビアの域外義務の問題は明確に存在している。これはプロジェクトが食料と水のアクセスに及ぼす影響に注意を払わなかったことにもよる。リビアは社会権規約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、バンジュール憲章、アフリカ女性議定書、アフリカ子ども憲章等で保障された権利を尊重し、保護し、充足する義務がある。その後の進展については、中国政府は、海外に進出している自国企業が当該地域の食料への権利に悪影響を及ぼすことがないように規制する責任がある。

## 5. ザンビア

ザンビアの事例は、ドイツの開発協力省の援助政策に関連している。ザンビアは貧困層の食料調達が困難な国のひとつであるが、2007年、ザンビア政府はドイツ開発協力省等の支援のもと、貧困層に現金を支給する試験的なプロジェクトを開始した。プロジェクトは貧困層の食糧調達に改善を見せ、世界銀行等からも成功であると評価されていたが、ドイツ開発協力省は2007年末をもって支援を中止する旨の声明を出した。

理由は政策変更である旨の説明がなされたが、社会移転プログラムではなく、社会保障制度の整備をその支援の中核に位置付けていたことが背景にあったとされる。本件についてドイツの域外義務違反を検討するならば、ドイツの開発援助政策の中核に社会移転プログラムを位置づけ、支援を継続することが必要であったと指摘することができると先行研究は指摘する<sup>97)</sup>。すなわち、自分たちがコントロールできない理由で食料へのアクセスができない人々に対して、食料へのアクセスを提供する義務に関係しており、そのような社会的移転を提供する義務が存在するとの主張である。

域外義務の中でとくに「充足する義務」に関連する問題であるが、先行研究においては、国際共同体は、領域国家が義務を十分に果たすことができない場合には、人々が飢餓からの自由を確保する義務を負うため、ザンビアの状況においては、十分な消費を保障する現金又は現物の移転を提供することが必要となる旨論じている。

## VI. おわりに

前章において検討したアフリカの諸事例はいずれも国際的な司法機関等による判断がなされたものではなく、現段階において域外義務に関する議論は、学術機関における理論的な検討及び国際人権 NGO 等による提唱活動に限定されているという側面が強い。域外義務について裁判規範として国家責任の追及を行うことは、現在の国際法の発展段階からは困難であると言わざるを得ない。先行研究においてもこの点は明確に意識されているところである<sup>98)</sup>。

今後の課題としては、国家に域外義務の問題が実定法ではなく、国際 NGO 等の提唱活動に関する問題であると認識されることにより、実効性という点において発展の可能性が閉ざされることであろう。よって、将来的な課題としてはこのような義務を包摂するような新たな法の発展が必要となるということができよう。

<sup>97)</sup> Fons Coomans and Rolf Kunnemann, *op.cit.*, pp.187-190.

<sup>98)</sup> Nadia C.S. Lambek and Claire Debucquois, *op.cit.*, p.135.

18世紀にヴォルフ (Christian Wolff) は「不完全な義務 (obligation imperfecta)」の具体的な例として「人道上の諸任務 (officia humanitatis)」を挙げた。すなわち、「不完全な義務とは、その履行を強制できる権利ではなく、履行を要求する権利のみをともなう権利」であり、「原初的な自然状態においてすべての人間に帰属する「人道上の諸任務を要求する権利」は、不完全な権利とみなされている」が、ヴォルフは「国法によって、この人道上の諸任務を完全な義務とすることが可能である」と論じたとされる<sup>99)</sup>。今日、食料への権利の領域外義務が提示している問題は、この「人道上の諸任務」の概念とも関連を有しているように思われる。

〔付記〕本稿は、2019年7月13日の九州国際法学会第183回例会における報告を加筆・修正したものである。

---

<sup>99)</sup> 柳原正治『ヴォルフの国際法理論』（有斐閣）1998年、142頁。